

## 本人確認書類について(本人が受け取る場合)

◎以下の表からAを1点、Bを2点またはBとCを1点ずついずれかをお持ちください。

◎有効期間が定められているものは、有効期間内のものに限りです。

A
<ul style="list-style-type: none"><li>○ 運転免許証</li><li>○ 住民基本台帳カード（顔写真付きのタイプに限る）</li><li>○ 個人番号カード</li><li>○ 運転経歴証明書（交付年月日が平成24年4月1日以降のものに限る）</li><li>○ パスポート</li><li>○ 身体障害者手帳</li><li>○ 精神障害者保健福祉手帳（顔写真付きのものに限る）</li><li>○ 療育手帳</li><li>○ 在留カード</li><li>○ 特別永住者証明書</li><li>○ 一時庇護許可証 ○ 仮滞在許可証</li></ul>
B
※「氏名・生年月日」又は「氏名・住所」が記載されたもの
<ul style="list-style-type: none"><li>○ 保険証、共済組合の組合員証</li><li>○ 医療費受給者証</li><li>○ 高齢受給者証、負担割合証、限度額適用認定証</li><li>○ 母子健康手帳（出生届出済証明の記載があるものに限る）</li><li>○ 生活保護受給者証</li><li>○ 学生証、在学証明書、社員証</li><li>○ 年金手帳、年金証書、恩給証書</li><li>○ 国若しくは地方公共団体の発行した資格証明書</li><li>○ 個人番号カード顔写真証明書</li><li>○ 海技免状、電気工事士免状、無線従事者免許証、動力車操縦者運転免許証、運行管理者技能検定合格証明書、猟銃・空気銃所持許可証、船員手帳、戦傷病者手帳、宅地建物取引士、学資保険証書、航空従事者技能証明書等</li></ul>
C
※「氏名・生年月日」又は「氏名・住所」が記載されたもの
<ul style="list-style-type: none"><li>○ 病院の診察券</li></ul>

※上記の内容は一例です。

※書類はすべて原本をお持ちください。

## 代理人によるマイナンバーカードの受取について

代理人(委任状)による受取は、個人番号カード交付の事務処理要領に基づき、次の1～5などのやむを得ない理由により来庁することが難しい場合に限られます。

- 1 身体の障がい
- 2 病気
- 3 長期入院又は施設入所
- 4 長期出張又は海外留学
- 5 未就学児

※ 仕事や学業が忙しいといった理由は、やむを得ない理由とは認められておりません。  
未成年の方やご年配の方でも本人に来庁していただく必要があります。

(注意) 代理人受取の際に、申請者本人及び代理人の顔写真付きの本人確認書類をお持ちいただけない場合など、要領で規定する要件が満たされないときには代理人受取はできません。

【代理人による受領の際に持参していただく書類】※すべて原本のみ

1	本人の個人番号カード交付・電子証明書発行通知書 兼 照会書 (交付はがき) (回答書と暗証番号欄に本人が記入し、目隠ししたもの)
2	代理権の確認書類 委任状 (交付はがきの委任欄に本人が記入したもの)
3	本人の通知カード (所持している人のみ)
4	本人の住民基本台帳カード (所持している人のみ)
5	本人の個人番号カード (再交付申請者のみ)
6	本人の本人確認書類 (表面「本人確認書類」の中から次のア、イ又はウ) ア <b>Aを2点</b> 例 (免許証及びパスポート) イ <b>AとBを1点ずつ</b> 例 (免許証及び保険証) ウ <b>Bのうち写真付き1点、その他にBが2点</b> 例 (学生証、保険証及び年金手帳)
7	代理人の本人確認書類 (表面「本人確認書類」の中から次のア又はイ) ア <b>Aを2点</b> イ <b>AとBを1点ずつ</b>
8	本人が来庁することが困難であることを証する書類 (例) 診断書、身体障害者手帳、介護保険被保険者証等 (要介護度が記載されたもの)、施設入所を証明する書類、長期出張の事実を証明する勤務先からの書類、海外へ留学している事実を証明する書類 (旅券、査証、留学先の学生証等)